

# 賃金大幅アップ！ 人員増で多忙化解消を！

## 抜本的な生活改善につながる勧告を求める要求署名

人事院は8月10日、国会と内閣に対し、一般職国家公務員の給与等に関する勧告と報告（以下、勧告）を行い、国家公務員給与が民間給与を「655円、0.16%」下回っているとし、月例給については、初任給を1,500円引き上げ、若年層を1,000円程度、その他は400円引き上げを基本とし、一時金（ボーナス）は、0.05月引き上げ、年4.45月とし、「勤務実績に応じた給与を推進するため」、引上げ分をすべて勤勉手当に配分するとしました。また再任用職員の基本給及び勤勉手当についても改定を行うとしました。5年連続となるプラス勧告は、貧困と格差の解消、景気の回復を求めてきたこれまでの粘り強いたたかいを反映したのですが、生活改善となる水準からはかけ離れており、景気回復や地域経済の活性化のための労働者の賃金改善という社会的な要請にも応えたものとはいえず、断じて認めることはできないものです。

「公務員人事管理に関する報告」では、「働き方改革」一括法の強行成立に伴う国家公務員の超過勤務の縮減のとりくみとして、超過勤務命令の上限設定、職員の健康確保措置の強化などが述べられていますが、その上限が過労死ラインを超えるものとなっているなど、およそ公務労働者を守る内容とはなっていません。超過勤務命令の上限設定にあたっては、定員増によって超過勤務を縮減し、公務労働者のいのちと健康を守ることを前提とすべきです。非常勤職員の賃金・労働条件は、常勤職員との均等待遇には程遠く、賃金改善に向けた言及がないのは全く無責任です。また、勧告と同時に定年延長に対する「意見の申出」を行いました。公務労働者の生活と働く権利を保障し、国民のための教育や公務・公共サービスを充実させようとする姿勢は一切見られません。定年を65歳に上げようとするなら、「同一労働同一賃金」の原則をふまえた賃金・労働条件に係る制度設計を示すべきです。

私たち県職員・教職員は、730万県民のくらし・福祉・教育の充実のため懸命に努力を続けています。より一層充実した県民サービスと教育をすすめるには、健康や生活に不安を抱くことなく、安心して職務に専念できる賃金・労働条件が不可欠です。

貴委員会は、私たち県職員・教職員の労働基本権制約の代償機関として、人事院勧告に追随することなく、独立性・中立性を十分確保し、県職員・教職員の生活実態を踏まえ、私たち地公労共闘会議と十分な協議を行い、私たちの要求にもとづいた勧告を行うよう強く要求します。

2018年9月

埼玉県人事委員会委員長 様

埼玉県地方公務員労働組合共闘会議  
埼玉県教職員組合

(職場名： )

### 私たちの重点要求

- 生活改善につながる大幅賃上げを行うこと。
- 人員増で長時間過密労働を解消すること。
- 定年延長制度は、生活と労働実態をふまえること。
- 臨時・非常勤職員の待遇改善を図ること。
- 初任給・地域手当を大幅に引き上げること。
- 給料表の号給のばしを行うこと。
- 再任用者の給料等は、定年退職前と同様とすること。
- 休暇制度等を改善すること。

氏 名

氏 名